

議員提出第2号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和4年6月7日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提 出 者

大阪府議会議員

徳 永 慎 市
西 惠 司
中 井 もとき
奥 谷 正 実
須 田 旭
杉 本 太 平
塩 川 憲 史

しかた 松 男
奴 井 和 幸
原 田 こうじ
奥 田 悦 雄
西 野 修 平
原 田 亮

議員提出第2号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正
の件

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年大阪府条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償) 第五条 (略)</p> <p>2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第十八号)第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。ただし、内国旅行の場合の鉄道賃及び船賃並びに外国旅行の場合の船賃、航空賃及び日当に関する規定については、この限りでない。</p> <p>3 外国旅行の場合の船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。</p> <p>一 乗船に要する旅客運賃</p> <p>二 公務上の必要により特別の旅客運賃を必要とする船室を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、その船室のために現に支払った旅客運賃</p> <p>三 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前二号に規定する旅客運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>4 外国旅行の場合の航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。</p> <p>一 旅客運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の旅客運賃</p> <p>二 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃</p> <p>三 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前二号に規定する旅客運賃のほか、その座席のため現に支払った旅客運賃</p> <p>5 外国旅行の場合の日当は、支給しない。</p>	<p>(費用弁償) 第五条 (略)</p> <p>2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和三十二年大阪府条例第十八号)第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

大阪府の厳しい財政状況の中で、大阪府議会は議員報酬の3割削減など、率先して議会改革を進めている一方、府議会議員が公務のために府の区域外の地域に旅行する際には、いわゆるグリーン車などの特別車両料金が支給されている。また、外国旅行の際にはビジネスクラス料金など最上級の直近下位の級の航空賃が支給されているなど、府民感覚からかけ離れた制度となっている。これらを改め、財政削減に資するため、所要の改正を行うもの。